

整理番号		-		-		-		(	号機	)
------	--	---	--	---	--	---	--	---	----	---

油圧エレベーター

検査結果表  
(第1第1項第2号に規定する昇降機)

[機械室あり、機械室なし]  
[直接式、間接式]

- ◎ 必ず該当あり
- 該当する場合が多い
- △ 該当しない場合が多い
- × 該当しない

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名
	その他の検査者	

◎○△×は機種により必ずしも該当しない場合があるので、あくまでも目安とする。

直接式	間接式	番号	検査項目	
		1	<b>機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)</b>	
○	○	(1)	機械室への通路及び出入口の戸	
○	○	(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	
◎	◎	(3)	救出装置	
◎	◎	(4)	開閉器及び遮断器	
◎	◎	(5)	制御器	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 <b>フェールセーフ設計</b> (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 ( ) ロ. やむを得ない事情により、検査者が 設定する交換基準 ( )
				適(否)確認不可 最終交換日 年 月 日
◎	◎	(6)	ヒューズ	該当する項目を○で囲む。
◎	◎	(7)	絶縁	電動機の回路(300V以下・300V超) 100 MΩ 制御器等の回路の300Vを超える回路 MΩ 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 30 MΩ 制御器等の回路の150V以下の回路 30 MΩ
◎	◎	(8)	接地	
◎	◎	(9)	空転防止装置	
△	△	(10)	階床選択機	
◎	◎	(11)	電動機及びポンプ 150%以下	
◎	◎	(12)	圧力計	
◎	◎	(13)	安全弁	常用圧力銘板値 ( 3.25 Mpa) 常用圧力の 作動圧力測定値 ( 4.12 Mpa) 126.8 %
◎	◎	(14)	油圧パワーユニット	逆止弁 安全弁 常用圧力銘板値 < 作動圧力測定値
◎	◎	(15)	流量制御弁	
◎	◎	(16)	油タンク及び圧力配管	
◎	◎	(17)	作動油温度抑制装置	
◎	◎	(18)	ストップバルブ	
○	○	(19)	高圧ゴムホース	
◎	◎	(20)	駆動装置等の耐震対策	
		2	<b>共通</b>	
◎	◎	(1)	圧力配管	
×	○	(2)	★かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %) m/min キャッチの作動速度 (定格速度の %) m/min

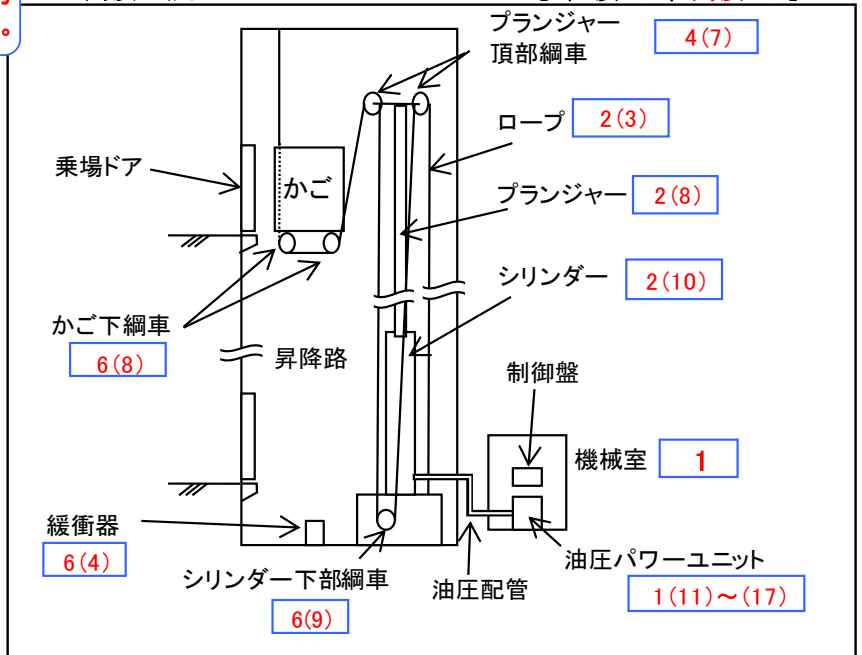
数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。  
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

検査者番号		検査結果		担当検査者番号
番号	指摘なし	要重点点検	要是正	
1 機械室				
(1)	—	—	—	S46.01.01
(2)	—	—	—	S46.01.01
(3)	—	—	—	H24.08.01
(4)	—	—	—	
(5)	—	—	—	
(6)	—	—	—	
(7)	—	—	—	
(8)	—	—	—	
(9)	—	—	—	
(10)	—	—	—	
(11)	—	—	—	
(12)	—	—	—	
(13)	—	—	—	
(14)	—	—	—	
(15)	—	—	—	
(16)	—	—	—	
(17)	—	—	—	
(18)	—	—	—	
(19)	—	—	—	H26.04.01
(20)	—	—	—	S56.06.01 H21.09.28
2 共通				
(1)	—	—	—	H26.04.01
(2)★	—	—	—	かご側調速機

検査資格者番号ではありません。

間接式油圧エレベーター

[ 直接式、間接式 ]



直接式油圧エレベーター

[ 直接式、間接式 ]

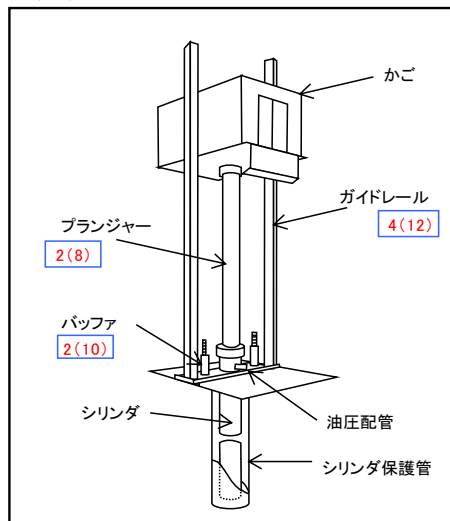


表1 1(7)絶縁 (業務基準書2016年版 P340参照)  
回路の絶縁抵抗値は次のとおりであること

① 回路電圧が 300Vを超えるもの	0.4MΩ 以上
② 回路電圧が 150Vを超え 300V以下	0.2MΩ 以上
③ 回路電圧が 150V以下のもの	0.1MΩ 以上

表2

定格速度 2(2) かご側調速機 (業務基準書2016年版 P350~352参照)

45m以下	過速スイッチの作動速度	(定格速度の — %)	63m/min以下
	キャッチの作動速度	(定格速度の — %)	過速スイッチと同様又は 68m/min以下
45m超	過速スイッチの作動速度	(定格速度の 130 %以下)	測定値 m/min
	キャッチの作動速度	(定格速度の 140 %以下)	測定値 m/min

直接式	間接式	番号	検査項目	
×	◎	(3)	主索又は鎖	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (番号を記入) 直径 ( mm ) 未摩耗直径 ( mm ) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">             要是正=90%未満              要重点点検=92%未満           </div> %
				素線切れ 最も摩損した主索の番号 (番号を記入) <b>該当する素線切れ判定基準 ( 1 - イ )</b> 素線切れが生じた部分の断面積の割合 — 70%超 — 70%以下 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>表3参照</b> </div> 1よりピッチ内の素線切れ数 本
				錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 ( あり ・ なし ) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 ( 3 ) 直径 ( 8.9 mm ) 未摩耗直径 ( 10.1 mm ) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>表4参照</b> </div> 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本
				錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 ( あり ・ なし ) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 ( 3 ) 直径 ( 8.9 mm ) 未摩耗直径 ( 10.1 mm ) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">             要是正=94%未満              要重点点検=96%未満を目安           </div> 88.1 %
				主索本数 ( 本数を記入 本 ) 該当するものが無い場合は抹消線を引く 要重点点検の主索の番号 ( — ) 要是正の主索の番号 ( — )
				鎖 摩耗 最も摩耗した鎖の番号 (番号を記入) 測定長さ (B) ( mm ) 基準長さ (A) ( mm ) <div style="float: right;">伸び %</div>
				要重点点検の鎖の番号( ) 要是正の鎖の番号( $B-A/A \times 100$ )
×	◎	(4)	主索又は鎖の張り	
×	◎	(5)	主索又は鎖及び调速機ロープの取付部	
×	◎	(6)	主索又は鎖の緩み検出装置	
○	○	(7)	はかり装置 既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る	
◎	◎	(8)	プランジャー	
◎	◎	(9)	プランジャーストッパー	
◎	◎	(10)	シリンダー	
○	○	(11)	防火区画貫通部	
◎	◎	(12)	速度 定格速度 (上昇) ( m/min ) 定格速度 (下降) ( m/min ) <div style="float: right;">             報告書二面と同じであること           </div> 上昇 m/min 下降 m/min	
◎	◎	(13)	戸開走行保護装置	
◎	◎	(14)	地震時等管制運転装置	
△	△	(15)	降下防止装置 機械室なしに限る	
○	○	(16)	換気設備等 機械室なしに限る	
△	△	(17)	制御盤扉 昇降路内に制御盤がある場合	
		3	かご室	
○	○	(1)	かご室の壁又は囲い、天井及び床	
○	○	(2)	かごの戸及び敷居 自動車用エレベーターにはない場合がある	
○	○	(3)	かごの戸のスイッチ 自動車用エレベーターにはない場合がある	
△	△	(4)	戸開き状態において作動する予圧装置	
◎	◎	(5)	床合わせ補正装置及び着床装置 (戸開き状態において作動する再床合せ装置: 有 ・ 無 ) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">             組み合わせに注意  <b>表5参照</b> </div>	
○	○	(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置	
△	△	(7)	車止め、光電装置等 自動車用エレベーターに限る	
◎	◎	(8)	かご操作盤及び表示器	
○	○	(9)	外部への連絡装置	
◎	◎	(10)	かご内の停止スイッチ	
◎	◎	(11)	用途、積載量及び最大定員の標識	
◎	◎	(12)	かごの照明装置	
○	○	(13)	停電灯装置 既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る	
○	○	(14)	かごの床先	

昇降機番号	検査結果		担当検査者番号
	番号	指摘なし	
(3)	主索	要重点点検	H26.04.01
	(4)	—	H26.04.01
	(5)	—	S57.12.01
	(6)	—	S46.01.01
	(7)	—	H26.04.01
	(8)	—	H26.04.01
	(9)	—	H26.04.01
	(10)	—	H26.04.01
	(11) 防火区画貫通部	—	H21.09.28
	(12)	—	H21.09.28
	(13) 戸開走行保護装置	—	H21.09.28
	(14) 地震時等管制運転装置	—	H22.09.28
	(15)	—	H21.09.28
	(16)	—	H21.09.28
	(17)	—	H21.09.28
	3 かご室	—	H21.09.28
	(1)	—	H21.09.28
(2)	—	H22.09.28	
(3)	—	H21.09.28	
(4) 戸開き状態において作動する予圧装置	—	H21.09.28	
(5) 床合わせ補正装置	—	H21.09.28	
(6) ドアゾーン行き過ぎ制限装置	—	H21.09.28	
(7)	—	H21.09.28	
(8)	—	H21.09.28	
(9)	—	H21.09.28	
(10)	—	H21.09.28	
(11)	—	S46.01.01	
(12)	—	S56.06.01	
(13)	—	H26.04.01	
(14)	—	H26.04.01	

表3 ■素線切れがある場合の「該当する素線切れ判定基準」欄の記入方法

以下のような記号を組み合わせる。

例	素線切れの判定記号	判定結果の記号
(ハ) (1-イ)等	1 素線切れが平均的に分布する場合	イ 要是正判定の場合 ロ 要重点点検判定の場合 ハ 指摘なしの場合
	2 素線切れが特定の部分に集中している場合	
	3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合	
	4 谷部で素線切れが生じている場合	

\* 主索に著しい損傷、変形(キック・傷・よりの不整)が発生し異常音等がある場合は、『要是正』とすることから、判定基準欄は(損傷-イ)もしくは(変形-イ)と記入する。

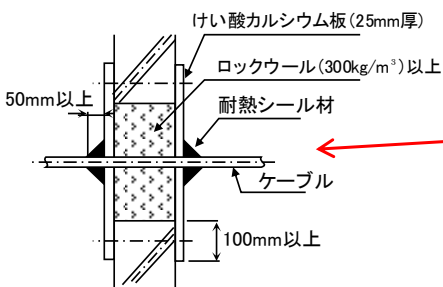
表4 ■錆及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合の「該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準」欄の記入方法

以下のような記号を組み合わせる。

例	錆及び錆びた摩耗粉の判定記号	判定結果の記号
(ハ) (1-イ)等	1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	イ 要是正判定の場合 ロ 要重点点検判定の場合 ハ 指摘なしの場合
	2 点状の腐食が多数生じている場合	
	3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合	
	4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合	

2(11) 防火区画貫通部

機械室から昇降路への油圧圧力配管が貫通する(天井部・壁・床)部分



令第129条の2の5第1項第七号に基づく認定例 防火区画貫通施工例

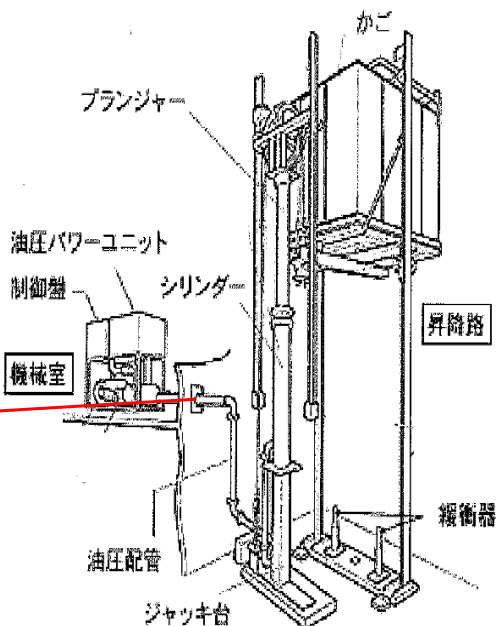


表5

組合せは以下の4通り

	1	2	3	4
3(4) 戸開き状態において作動する予圧装置	有	有	無	無
3(5) 床合せ補正装置及び着床装置(必ず有) (戸開き状態において作動する再床合せ装置:有・無)	有	有	有	有
3(6) ドアゾーン行き過ぎ制限装置	有	有	有	無

●1の場合の記載方法(※全て指摘なしの時)	指摘なし
3(4) 戸開き状態において作動する予圧装置	○
3(5) 床合せ補正装置及び着床装置(必ず有) (戸開き状態において作動する再床合せ装置:有・無)	○
3(6) ドアゾーン行き過ぎ制限装置	○
●4の場合の記載方法(※全て指摘なしの時)	指摘なし
3(4) 戸開き状態において作動する予圧装置	
3(5) 床合せ補正装置及び着床装置(必ず有) (戸開き状態において作動する再床合せ装置:有・無)	○
3(6) ドアゾーン行き過ぎ制限装置	

直接式	間接式	番号	検査項目		
		<b>4</b>	<b>かご上</b>		
○	○	(1)	かご上の停止スイッチ		
○	○	(2)	頂部安全距離確保スイッチ		
◎	◎	(3)	上部リミット(強制停止)スイッチ		
△	◎	(4)	プランジャーリミットスイッチ	測定値はmmで!	
○	◎	(5)	プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間	mm 表6参照	
×	○	(6)	頂部綱車	V=定格速度	
×	◎	(7)	プランジャー頂部綱車及び鎖車	表3参照	
×	◎	(8)	プランジャーのガイドシュー等	$2.5\text{cm} + \frac{V^2}{706}$ 以上	
×	○	(9)	★調速機	表4参照	
			ロープ		
			径の状況		直径 ( mm) 未摩耗直径 ( mm) %
			素線切れ		該当する素線切れ判定基準 ( ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 ( あり・なし ) % 直径 ( mm) 未摩耗直径 ( mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ( )		
○	○	(10)	かごの非常救出口		
◎	◎	(11)	かごのガイドシュー等		
◎	◎	(12)	ガイドレール及びレールブラケット		
◎	◎	(13)	施錠装置		
◎	◎	(14)	昇降路における壁又は囲い		
◎	◎	(15)	乗り場の戸及び敷居		
◎	◎	(16)	昇降路内の耐震対策		
◎	◎	(17)	移動ケーブル及び取付部		
○	○	(18)	かごの戸の開閉機構		
◎	◎	(19)	かごの枠		
		<b>5</b>	<b>乗り場</b>		
◎	◎	(1)	押しボタン等及び表示器		
◎	◎	(2)	非常解錠装置		
△	△	(3)	乗り場の戸の遮煙構造		
△	△	(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	オープンタイプのエレベーター	
△	△	(5)	屋上の昇降路の開口部の戸	ヘリポート用エレベーターに限る	
△	△	(6)	屋上の柵及び警報装置		
△	△	(7)	制御盤扉	三方枠に制御盤がある場合	
		<b>6</b>	<b>ピット</b>		
△	△	(1)	保守用停止スイッチ	駆動装置を昇降路の底部に設ける物が対象	
△	△	(2)	底部安全距離確保スイッチ	駆動装置を昇降路の底部に設ける物が対象	
△	◎	(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ	該当する項目を○で囲む。	
◎	◎	(4)	緩衝器及び緩衝材	形式 : ばね式 油入式 緩衝材	
			劣化の状況	適・否	
			作動の状況 (油入式のものに限る。)	適・否	
			油量の状況 (油入式のものに限る。)	適・否	
×	○	(5)	★張り車		
◎	◎	(6)	ピット床		

昇降機番号		検査結果			担当検査者番号
番号	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
4	かご上				
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
(9)★	プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間				
(10)					
(11)					
(12)					
(13)					
(14)					
(15)					
(16)					
(17)					
(18)					
(19)					
5	乗り場				
(1)					
(2)	乗り場の戸の遮煙構造				
(3)					
(4)					
(5)					
(6)					
(7)					
6	ピット				
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
(5)★					
(6)					

表6

4(5)プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間  
(業務基準書2016年版 P378～379参照)

上昇定格速度(m/min)	頂部すき間(cm)
30	約3.8以上
45	約5.4以上
60	約7.6以上

※機械室なしエレベーター制御盤扉について

	例1	例2	例3
2(17) 制御盤扉	○ (有)	× (無)	× 干渉せ ず
5(7) 制御盤扉	× (無)	○ (有)	× (無)

記入例1 昇降路内に制御盤がある場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(17) 制御盤扉	○			
5(7) 制御盤扉				

記入例2 三方枠に制御盤がある場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(17) 制御盤扉				
5(7) 制御盤扉	○			

記入例3 昇降路内にあってかご及び釣合おもりと干渉しない場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(17) 制御盤扉				
5(7) 制御盤扉				

<参考>機械室有り・機械室なし・駆動装置の上部/下部にある項目の違い

番号・検査項目	機械室有	機械室なし	
		駆動装置上部	駆動装置下部
2(15)降下防止装置	(無)	(無)	(有)
4(6)頂部綱車	△	(無)	(有)
6(1)保守用停止用スイッチ	(無)	(無)	(有)
6(2)底部安全距離確保スイッチ	(無)	(無)	(有)

- ※ (無)の場合・・・番号・検査項目から担当検査者まで抹消する
- ※ (有)の場合・・・検査結果を判定する
- ※ △は装置が付いているものもある

直接式	間接式	番号	検査項目
×	○	(7)	かご非常止め装置 形式：早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式
×	○	(8)	かご下綱車
×	○	(9)	シリンダー下の綱車
◎	◎	(10)	移動ケーブル及び取付部
◎	◎	(11)	ピット内の耐震対策
◎	◎	(12)	かごの枠

該当する項目を○で囲む。

表7参照

7	上記以外の検査項目
	大臣認定等を受けている部分の検査について記入する。 対象部分の名前、検査方法、検査結果等を記入する。

特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

検査項目の判定結果で要是正・要重点点検は必ず記入する。  
また既存不適合も記入する。

改善策の内容を具体的に記入する。

要是正で改善予定がない場合は、なぜ予定がないのか理由を簡潔に記入することが望ましい。

		昇降機番号			
番号	検査結果				担当 検査 者番 号
	指摘 なし	要 重点 点検	要是正	既存 不適合	
(7)					
(8)					
(9)					
(10)					
(11)					
(12)					
<b>7</b>	<b>上記以外の検査項目</b>				

S56.06.01  
H21.09.28

**表7**

**6(7)かご非常止め装置** (業務基準書2016年版 P401参照)

定格速度	形 式
45m以下	早ぎき式 (次第ぎき式のものもある) 調速機がない場合はスラックロープ式
45m超	次第ぎき式 (おもり側に限り60m/min以下はスラック式でも可)